

〔平成24年2月22日〕定款の施行に関する規則の一部改正

《17 ページ》

新	旧
<p>(会員代表者の資格要件及び届出)</p> <p>第4条 定款第12条に規定する会員代表者は、役員又はこれに準ずる者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(報告事項)</p> <p>第6条 定款第13条に規定する報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法の規定に基づく検査が行われ、講評があったとき。</p> <p><u>(7) 法の規定に基づく検査が終了し、検査書が交付されたとき。</u></p> <p><u>(8) 使用しているシステム、機器等に障害が発生したことを認識したとき。</u></p> <p><u>(9) 顧客等の個人情報漏洩したことを認識したとき。</u></p> <p><u>(10) 前各号に掲げるときのほか協会が必要と認めるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、平成24年2月22日から施行する。</p>	<p>(会員代表者の資格要件及び届出)</p> <p>第4条 定款第12条第1項に規定する会員代表者は、<u>会員の代表役員でなければこれになることができない。ただし、払込資本金が100億円以上の会員にあっては、代表権のない役員又はこれに準ずる者であっても会員代表者となることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(報告事項)</p> <p>第6条 定款第13条に規定する報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法の規定に基づく検査が<u>終了した</u>とき。</p> <p><u>(新)</u></p> <p><u>(7) 使用しているシステム、機器等に障害が発生したことを認識したとき。</u></p> <p><u>(8) 顧客等の個人情報漏洩したことを認識したとき。</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げるときのほか協会が必要と認めるとき。</u></p>